

通達甲（生. 総. 営1）第2号
平成19年5月28日
存続期間

各所属長殿

生活安全部長

探偵業者の営業所に対する立入検査規程の運用について

〔沿革〕令和元年6月 通達甲（副監. 総. 文. 審）第25号
3年3月 同（副監. 総. 企. 調）第9号改正

このたび、探偵業者の営業所に対する立入検査規程（平成19年5月28日東京都公安委員会規程第5号）が制定され、平成19年6月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）が制定されたことに伴い、探偵業者の営業所に対する立入検査の事務を適正かつ効率的に処理するため、新たに立入検査規程が制定されたものである。

第2 運用上の留意事項

1 立入検査の区分及び基準（第3条関係）

臨時立入検査の基準のうち、「立入検査を行う必要があると認められる場合」とは、次の場合をいう。

- (1) 探偵業者の法令遵守状況を確認する必要があるとき。
- (2) 行政指導又は行政処分の実施後において、その履行状況を確認するとき。
- (3) その他法の履行確保のため、必要があるとき。

2 立入検査の実施者（第4条関係）

- (1) 生活安全総務課長及び警察署長（以下「関係所属長」という。）は、次に掲げる者を立入検査を行う警察職員（以下「立入検査実施者」という。）として指定するものとする。ただし、これにより難しい場合は、所属長が適

任と認めた者を指定するものとする。

ア 生活安全総務課にあつては、防犯営業第三係員

イ 警察署にあつては、防犯を担当する職員

(2) 関係所属長は、立入検査実施者に配置換え等の異動があつたとき又は当該指定の必要がないと認めたときは、指定を解除するものとする。

3 身分証明書（第5条関係）

(1) 取扱責任者の指定

関係所属長は、次に掲げる者の中から、身分証明書の取扱責任者を指定し、保管、管理及び取扱いの任に当たらせるものとする。

ア 生活安全総務課にあつては、課長代理（防犯営業担当）又は防犯営業第三係長

イ 警察署にあつては、生活安全担当課長又は生活安全担当課長代理（島部警察署にあつては、次長）

(2) 身分証明書の交付等

ア 関係所属長は、立入検査実施者を指定した場合は、別記様式第1号の「身分証明書交付上申書」により、その都度、東京都公安委員会、（警察署長にあつては、生活安全総務課長経由。以下同じ。）に上申し、身分証明書の交付を受けるものとする。

イ 関係所属長は、立入検査実施者の官職若しくは氏名に変更が生じた場合又は身分証明書が汚損、破損、亡失若しくは滅失した場合は、身分証明書交付上申書により、その都度、東京都公安委員会に上申して、再交付を受けるものとする。この場合において、官職若しくは氏名の変更により不要となった身分証明書、汚損又は破損した身分証明書及び再交付後回復した身分証明書は、別記様式第2号の「身分証明書返納書」により東京都公安委員会に返納するものとする。

ウ 関係所属長は、立入検査実施者の指定を解除した場合は、不要となった身分証明書を身分証明書返納書により、東京都公安委員会に返納するものとする。

エ 関係所属長は、身分証明書が交付又は返納された場合は、別記様式第3号の「身分証明書管理簿」に登載し、交付又は返納状況を明らかにしておくものとする。

(3) 身分証明書の取扱い等

ア 生活安全総務課長は、前(2)における身分証明書の交付又は返納に当たっては、別記様式第4号の「身分証明書管理台帳」に登載し、交付又は返納状況を明らかにしておくものとする。

イ 取扱責任者は、毎年4月、定期的に別記様式第5号の「身分証明書

点検簿」により身分証明書の保管状況の点検を実施し、所属長の決裁を受けるものとする。

ウ 身分証明書の取扱いに当たっては、施錠設備のあるロッカー等に保管し、紛失等の防止に細心の注意を払うものとする。

4 遵守事項（第7条関係）

立入検査実施者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 身分証明書の提示

立入検査を実施するに当たっては、必ず身分証明書を携帯し、営業所の責任者又はこれに代わる者（以下「営業所責任者等」という。）に対してこれを提示し、立入検査実施者である旨を明らかにすること。

(2) 営業所責任者等の立会い

立入検査を実施するに当たっては、営業所責任者等を立ち合わせ、職務執行の適正を期すること。

(3) 営業者の正当な業務への配慮

立入検査を実施するに当たっては、正当な業務への支障がないように十分配慮すること。

(4) 立入検査場所

立入検査場所は、営業所に限られるので、営業所と住居が同一の場合は、住居のうち営業の用に供される場所についてのみ、立入検査を行うこと。

(5) 立入検査時間

立入検査は、営業時間中に実施すること。ただし、これにより難しい場合は、営業所責任者等が営業所に在所している時間に実施すること。

(6) 品位の保持及び適正な言動

ア 立入検査を実施するに当たっては、警察職員としての品位を保持するとともに、営業所の来訪者に対しても配慮すること。

イ 営業所責任者等から相談を受けた場合は、不用意又は無責任な教示等から誤解を招くことのないように注意すること。

(7) 立入検査目的の遵守

立入検査は、法令の規定が遵守されているかどうかを調査するため、必要な限度において認められているものであるから、必要な範囲を超えて質問し、又は検査を行わないこと。

(8) 立入検査を拒否された場合の措置

立入検査を拒否された場合は、その抵抗を排除してまで立入検査をすることはできないので、立入検査の理由を告げて、粘り強く説得に努めること。ただし、説得に応じないときは、幹部の指揮により写真撮影、録音、参考人の確保等、採証を十分に行って証拠保全に努め、状況に応じて必要

な措置をとること。

5 報告（第8条関係）

関係所属長は、立入検査を実施したときは、生活安全部長（警察署長にあつては、生活安全総務課長経由）に報告するものとする。

6 措置（第9条関係）

- (1) 違反形態が軽微で、悪質と認められないものについては、現場において営業所責任者等に対し、違反の事実を明確に指摘して指導又は警告を行い、速やかに是正させるものとする。
- (2) 営業の停止命令、営業の廃止命令等の事由に該当する違反が認められる場合は、行政処分の上申手続をとるものとする。